

令和8年度 下妻市省エネ家電製品買換え促進補助金 Q&A

1. 事業概要について

Q1：どんな事業ですか？

A1：既存の冷蔵庫またはエアコンを、省エネ性能の高い製品へ買換える市民の方に対し、CO2排出削減と物価高騰対策を図る事業です。**購入時に補助金交付券で3万円値引き**されます。この事業は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

Q2：どの店舗で購入すれば値引きされますか？

A2：この事業の登録店舗で値引きされます。登録店舗（随時募集）は市HPでご確認ください。

Q3：対象を冷蔵庫・エアコンにした理由は？

A3：資源エネルギー庁の資料によると、夏季及び冬季のご家庭での電力消費が特に多い日における電力の使用割合が高い家電製品を対象としており、買換えにより高い省エネ効果が期待できるため、冷蔵庫・エアコンを対象としています。

Q4：買換えに限定した理由は？

A4：家電を省エネ家電に買換えることにより二酸化炭素排出量を削減することを目的としているため、買換えに限定しています。

2. 申請について

Q5：申請のタイミングは「購入前」ですか？

A5：はい。**必ず購入(契約)前に専用フォームWEBで事前申請**し、交付決定後に届く補助金交付券を受け取ってから購入してください。

Q6：申請は窓口でもできますか？

A6：申請はWEB申請のみです。登録店舗または市環境課で申請サポートが受けられます。事前^に買換え前の家電製品の画像（型式表示・設置状況）をご準備下さい。

Q7：申請してからは補助金交付券が届くまでにどのくらいかかりますか？

A7：要件を満たしているかを確認後、発券・郵送するため、お手元に届くのは2週間前後（土日を含む）となります。なお、簡易書留郵便で申請者宛てに送付します。

Q8：補助金は誰に振り込まれますか？

A8：市から申請者へ現金が振り込まれるのではなく、申請者は店舗で補助金交付券を使って3万円値引きを受けます。店舗が市へ請求し、市は店舗へ支払います。

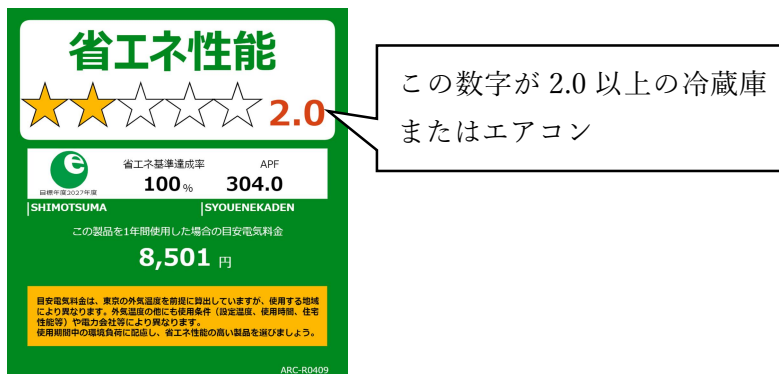
Q9：申請期限はいつまでですか？

A9：申請期限は、令和8年11月30日です。

3. 対象者・対象製品

Q10：どんな家電が対象ですか？

A10：統一省エネルギーラベルの多段階評価が「☆2以上」の新品(未使用)が対象です。



Q11：新規購入(引越しで家電を新しく揃える等)は対象ですか？

A11：対象外です。既存の家電を撤去して買換えることが条件です。

Q12：ネットショップでの購入も対象になりますか？

A12：対象外です。

Q13：店舗併用住宅でも申請できますか？

A13：できます。対象は住宅部分に設置する場合です。

Q14：二世帯住宅は2件申請できますか？

A14：同一世帯につき1台限りとなりますので、世帯が別であれば、それぞれ要件を満たす場合に対象となり得ます。

Q15：過去（令和4年度・5年度）に同じ補助金の交付を受けたのですが、今年度も申請できますか？

A15：過去に交付を受けた方でも申請の対象となります。しかし、補助金の交付を受けた家電製品を買換えることは、処分制限の期間内となるため申請できません。

4. 対象経費

Q16：購入費用8万円以上とは何の合計ですか？

A16：本体・付属品・設置工事費(いずれも消費税込)の合計です。リサイクル料金は含まれません。

Q17：店舗独自のポイント利用・値引きがある場合は？

A17：ポイントの利用や値引きがあった後、最終支払額が8万円以上であることが必要です。

Q18：物価高騰対策支援券や物価高騰対策後期高齢者支援券で支払っても対象になりますか？

A18：本事業は、上記の支援券発行事業と同じ「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しており、同交付金での重複ができないため対象になりません。

5. 補助金交付券の取扱い

Q19：補助金交付券は家族が使えますか？

A19：補助金交付券は交付決定を受けた申請者本人のみ使用できます。譲渡・転売は禁止です。

Q20：補助金交付券に利用の期限はありますか？

A20：補助金交付券の有効期限は、令和8年12月31日です。購入した家電製品の設置期限についても、令和8年12月31日です。**期限内に購入・設置**をお願いします。

6. その他

Q21：古い家電は譲渡してもいいですか？

A21：本事業は買換えを前提としており、店舗からの請求時にリサイクル券の管理票番号が分かるものの提出を求めています。原則、適正処分が前提になります。

Q22：リサイクル券をなくしたら？

A22：処分手続を行った販売店(登録店舗)にご確認ください。

Q23：他の補助金と併用できますか？

A23：原則、国・県など他の公的補助と同一製品での重複受給はできません。

Q24：補助を受けた家電はすぐ売れますか？

A24：法定耐用年数の期間内（冷蔵庫・エアコンは6年間）は、市の承認なく売却等の処分を行えません。